

# 一般社団法人山口県社会福祉士会 災害対応マニュアル

2018年12月8日制定

## 第1条（目的）

本マニュアルは、一般社団法人山口県社会福祉士会災害対応ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）に基づく支援を具体化し、効果的な支援をするために必要な事項を定めるものである。

## 第2条（支援方針）

### 1. ソーシャルワークを発揮する支援

ソーシャルワーカーとしての知識や技術を活用して、主として以下の支援を行う。

- （1）被災地の長期にわたる避難所生活や仮設住宅での要支援者把握のための実態調査
- （2）地域での生活再建に関するアセスメント、生活ニーズの把握、課題解決に向けた支援
- （3）その他、地域における文化やコミュニティの立ち上げの支援など

### 2. 被災地が主体となる支援

被災地では、行政機能の低下や社会資源の需要と供給のバランスが崩壊していることも想定されることから、以下の点に留意する。

- （1）行政等との連携に基づく要請（ニーズ）に依拠した支援であること
- （2）被災地が主体となった活動展開を行うこと

### 3. 終了を見据えた継続的な支援

被災地支援は短くて数カ月、長ければ数年に及ぶことがあるが、継続した支援を行うことが必要である。また、その一方で、現地の組織や関係機関の機能が回復するまでといった終了を見据えた限定的な支援を行うこと。

## 第3条（災害の定義）

### 1. 災害とは

本マニュアルにおける「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象による事象であって、大規模な破壊、死傷者をもたらし、広範囲にわたって地域崩壊と人々に心理的外傷を引き起こす出来事をいう。

### 2. 支援を必要とする被災想定

- （1）被災地域の福祉・介護事業所が通常業務を行うことが困難な状態。
- （2）被災地域に避難所が開設され、被災地域の行政、関係機関のみでは避難者の支援が困難な状態。
- （3）被災地域の住民への支援が必要であるが、被災地の行政、関係機関のみで支援が困難な状態
- （4）被災地域ブロック長が支援を必要と判断した状態
- （5）山口県社会福祉士会（以下、「本会」という。）に災害支援本部が設置された状態
- （6）行政、関係機関より支援依頼があった場合

## 第4条（被災者支援の基本方針）

1. 安全行動の原則に従い、自らの身体生命の安全を確保し、二次被害を防止すること。

2. 行政、社会福祉協議会等へまず協力することを連絡し、具体的支援要請を受けて動くということを基本方針とする。ただし、協定を締結している区市町等に関しては、協定内容に基づき支援を行うものとする。
3. 本会は、相談援助を業とする社会福祉士の職能団体であることから、被災した世帯への面接や相談、生活ニーズの把握、関係機関への橋渡し、あるいは福祉相談員の派遣といったいわゆる災害ソーシャルワーク活動の内容に関わる支援を実施する。ただし、協定を締結している区市町等に関しては、協定内容に基づき支援を行い、その他、関係機関から本会への具体的な支援要請については、その都度柔軟に対応する。
4. 会員が個人として支援活動を行うにあたり、本会の活動として組織的な支援が必要とされる地域や機関が発見された場合、当該会員は速やかに事務局にその旨を報告し、その後の対応については災害対策本部にて協議し決定する。
5. 社会福祉士の倫理綱領、行動規範に従い行動する。

## 第5条（災害の局面に応じた対応）

ガイドラインに準拠して本マニュアルが対象とする災害対応範囲は、災害発生時の初期対応、応急支援活動、復旧・復興支援活動を基本とし、時間経過と共に変化していく災害の局面に応じた対応とする。

### ■災害発生当日～3日目■

#### 1. 個別初動対応

- (1) 本会の事務局（以下、「事務局」という。）の職員は、本会の事務所における被害状況を把握し、状況に応じ事務所よりすみやかに避難し、事務局長へ状況報告を行う。ただし、事務局職員が被災している場合は、事務局長にその旨を報告する。
- (2) 会員は、災害発生後24時間以内に、自らの安否について所属するブロック長または事務局に連絡を行うものとする。
- (3) 連絡方法については、一般電話回線が使用できない場合は、携帯電話、携帯電話メール、Eメール、SNS等を通信手段とする。

#### 2. 災害対策本部の設置

- (1) 災害は発生後、本会会長は直ちに（24時間以内に）副会長・事務局長と協議を行い、災害対策本部の設置について判断する。
- (2) 災害対策本部の設置は本会事務局とする。  
ただし、本会事務局が被災した場合は、本会会長・副会長・事務局長で協議の上、適切な場所に設置する。
- (3) 本会会長・副会長・事務局長が協議を行い、必要と判断した場合は被災地に赴き、ブロック長等の協力のもと被災地の状況把握とニーズ調査等を行う。
- (4) 災害対策本部にて協議を行い、災害支援活動方針を策定する。

（計画策定項目）

- ・ 支援活動内容（支援の方法、支援の対象者等）
- ・ 支援開始時期及び支援期間
- ・ 支援対象地域
- ・ 支援拠点場所の確定
- ・ 他都道府県社会福祉士会への協力要請の必要性の有無の判断
- ・ 保険、事故時対応

- ・その他必要な項目

## ■災害発生後～1週間以内

### 3. 初期対応

被災地直後の混乱・安全の欠乏に対する安否確認や安全確保を図り、二次災害を防止することを目的に以下を主な活動とし支援する。ただし、協定を締結している県市町に関しては、協定内容に基づき支援を行うものとする。

#### (1) 災害状況等の情報収集

- ①事務局は、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS等を通じ災害に関する情報収集に努め、災害対策本部へ報告する。
- ②各会員は、安否確認のため、近隣からの情報を収集し必要に応じ、事務局へ報告する。
- ③災害対策本部は、山口県防災危機管理課、市町等の行政による災害対策本部や社会福祉協議会による災害ボランティアセンターと連絡をとる。
- ④本会が災害対策本部を設置したことを関係機関に報告し、行政が計画する必要な災害対策について状況把握に努める。
- ⑤災害支援活動方針及び計画について、本会の会員に周知を図るとともに、会員へ派遣協力と呼びかける。また、報道機関を活用し、本会の活動について県民に対する広報を推進する。

#### (2) 被災市町等へ支援協力の申し入れ

#### (3) 日本社会福祉士会との連絡調整

- ①災害対策本部は、初期対応の内容を含め状況をすみやかに日本社会福祉士会へ連絡し、必要に応じ支援を要請する。

### 4. 応急支援活動期

災害のダメージを受けた状態から常態に戻すために、必要な支援の充実を図ることを目的に以下を主な活動とする。ただし、協定を締結している県市町に関しては、協定内容に基づき支援を行うものとする。

- (1) 被災市町等との事前協議及び連携
- (2) 避難所及び福祉避難所等での生活ニーズの把握と支援活動の開始
- (3) 支援活動状況の把握と活動内容の分析
- (4) 災害対応に関する本会会員及び県民への広報

## 第6条 災害時の復旧・復興支援活動

災害により崩壊又は脆弱化した被災者の生活基盤、被災地域の社会基盤を可能な限り災害前の状態に回復させることを目的に以下を主な活動とする。ただし、協定を締結している県市町に関しては、協定内容に基づき支援を行うものとする。

- (1) 被災市町村等との連携
- (2) 被災者及び被災地域のニーズ把握
- (3) 被災地市町村等への復興支援対策等の提案・助言

## 第7条 災害時の情報の共有と発信

災害時の情報の共有と発信においてやむを得ず、口頭のみでやり取りする場合は、情報伝達の行き違いをなくすため、情報の受け手側は、復唱し確認する。ファックスや電子メール等でのやり取りが可能であれば、支援終了後の振り返り資料とするため、記録は残すことと

する。

#### 1. 情報の共有と発信

- (1) 災害対策本部は、支援ニーズや支援方針、支援状況のモニタリング及び活動評価等について情報の共有を図る。
- (2) 災害対策本部は、支援方針や派遣・登録している支援者情報、遠隔地支援の情報等について、日本社会福祉士会も交え、情報の共有を図る。また、本会では、支援方針や派遣情報、遠隔地支援の情報や災害派遣のためのオリエンテーションに関する情報等を会員等にホームページ等を通じて発信する。

### 第8条 災害支援活動協力員登録者名簿

1. 大規模災害時、本会として迅速かつ円滑に災害支援活動を行う会員を確保出来るよう平時においてあらかじめ当該活動に協力できる者を登録した「災害支援活動協力員登録者名簿（以下、「登録者名簿」という。）を作成するものとする。登録者名簿の対象者は、本会の会員とする。
2. 登録者名簿は、事務局にて適正に管理し、災害時の協力要請以外には名簿の活用はしないものとする。
3. 本会は、毎年、新規名簿登録者の手続きなど登録者名簿の整理を行う。
4. 名簿登録者は、登録内容の変更や削除など速やかに登録情報の更新を行う。
5. 名簿登録者専用のメーリングリストを作成する。
6. 災害支援活動を行うにあたり安全管理のため、登録者名簿に登録する者はボランティア保険に加入する。ボランティア保険への加入は、事務局が手続きを行う。

### 第9条 災害支援活動への協力要請と災害支援

1. 災害対策本部が設置され本会として被災者支援を実施することが必要となった場合、災害対策本部の指示に基づき、事務局は登録者名簿に登録されている者等から当該時点で災害対策本部活動、ならびに災害支援活動に協力できる者を募集し、具体的活動を要請する。
2. 災害支援活動に協力できる者からなる「災害支援実行組織」を設置し、必要に応じた班編成により災害支援活動を行う。事務局は、「災害支援実行組織」の運営事務を行う。

### 第10条 関係緒団体等との体制整備

本会は、医療や保険分野等との連携を視野に入れ、平常時から自治体及び各主支援団体と関わりを持ち、日々の活動の中でネットワークを構築する。

- (1) 会員が所属する職場への啓発
- (2) 福祉避難所の指定状況の確認
- (3) 自治体及び各種支援団体との協議、協力要請
- (4) 住民への減災・防災に対する啓発・支援

### 第11条 他都道府県における災害支援の内容

#### 1. 会員の派遣方法について

- ①山口県外で大規模災害が発生した場合には、事務局は当該情報収集を行う。
- ②日本社会福祉士会または他都道府県社会福祉士会等（以下、「他会」という。）より、本会へ災害派遣依頼があった場合、あるいは本会として災害支援派遣の検討が必要となる場合には、本会は災害対策本部を立ち上げ、当該支援の必要性を判断する。

- ③当該支援が必要となった場合、事務局は登録者名簿に登録されている者等から当該時点で災害対策本部活動、ならびに災害支援活動に協力できる者を募集し、当該時点で災害支援実行組織を設置し、必要に応じた班編成により災害支援活動を行う。

## **第12条 終結・評価**

本会は、支援本部等の災害対応による分析を行うとともに、災害支援の実践活動を総合的に振り返り、将来に発生が予想される災害対応に結びつけるための対策を講じる。

### **(改廃)**

このマニュアルの内容を改廃するときは、理事会の承認をえなければならない。

### **附則**

1. このマニュアルは、2018年12月8日から施行する。

# 山口県が被災もしくは山口県内に災害が発生した場合

## 平常時に行うこと

### 災害支援者養成研修に関する事項

- 定期的に開催

### 災害支援活動協力員登録者名簿の整備に関する事項

- 毎年、新規名簿登録者の手続きなど登録者名簿の整理を行う。
- 名簿登録者は、登録内容の変更や削除など速やかに登録情報の更新を行う。
- 災害支援活動協力員登録者専用のメーリングリストを設置する。
- 毎年行う災害支援活動協力員登録者募集の周知に合わせて、災害時の情報提供について呼びかける。

### 災害時の通信連絡手段に関する事項

- 本会ホームページの災害関連情報ページ
- 本会の各種メーリングリスト
  - ・会員専用
  - ・理事用
  - ・各委員会用
  - ・ブロック長用
  - ・各ブロック用

### 「災害マニュアル」の作成と広報活動に関する事項

- 災害マニュアルガイドライン、災害対応マニュアルを作成。
- 本会のホームページに掲載。
- 新入会員は、入会時に案内。

### 災害対応に必要な物品の調達及びその活用方法に関する事項

- 日本社会福祉士会と連携協力

### 災害対応に関する知見の収集に関する事項

- 日本社会福祉士会と連携協力

### 自治体及び関係機関との連絡強化に関する事項

- 山口県
  - 「災害時における福祉支援に関する協定書」
- 山口県社会福祉協議会

「災害時における専門職等との連携による住民ニーズ把握のあり方検討会議」

○周南市

「災害時における要援助者支援等の協力に関する協定書」

「災害時等における相互連携に関する協定書」

協定団体

- ・周南市・一般社団法人山口県介護福祉士会・山口県介護支援専門員協会
- ・社会福祉法人周南市社会福祉協議会・周南市手話通訳者派遣協会
- ・周南市要約筆記者派遣協会 ・一般社団法人山口県社会福祉士会

○福祉避難所の指定状況の確認

**その他必要な措置及び活動体制に関する事項**

- その他必要に応じて活動体制等の整備を行う。

**災害発生時の初期対応（発生時～1週間）**

**災害発生** ※本会会長・副会長・事務局長が協議し設置を判断

**災害対策本部設置** ※設置場所は本会事務局に設置するが、本会事務局が被災した場合には、本会会長・副会長・事務局長が協議の上、適切な場所を選定する。

**被災状況の情報収集**

①山口県防災危機管理課

○TEL：(083) 933-2370（危機対策班）

○ホームページ：www.pref.yamaguchi.lg.jp

②本会会員

○本会ホームページ及び各種メーリングリストにて情報提供を呼びかける。

③市町災害対策本部等からの広報

○各市町のホームページより情報収集

④報道機関等からの情報収集

○新聞

○ホームページ

⑤本会理事、各ブロック長からの情報収集

○電話連絡による情報収集

○メーリングリストによる情報収集

⑥テレビ、ラジオ、インターネット、SNS等

**災害支援活動方針の策定**

1. 調査

本会会長・副会長・事務局長を被災地に派遣し、ブロック長等の協力のもと被災地の状況把握とニーズ調査等を行う。

## 2. 協議

事前協定等にもとづく山口県もしくは被災地市町行政等との協議と対応体制の確立

「被災状況報告書」(様式1)にて日本社会福祉士会に報告するとともに、他県からの人的支援の必要判断と日本社会福祉士会への支援要請の判断

本会災害対策本部における災害対応に要する費用の見積もりと支弁方法の協議

## 3. 計画策定

「被災状況報告書」(様式1)を活用し、災害支援計画を策定する。

## 4. 日本社会福祉士会への支援要請

「被災状況報告書」(様式1)を活用し、支援要請を行う。

## 5. 被災市町等へ支援協力の申し入れ(発生から1か月以内)

日本社会福祉士会と連携し、「ご協力申し入れ」(様式2)等により、支援協力の申し入れを行う。

## 6. 他県からの人的支援の受入れ体制の確立

日本社会福祉士会と連携協力して、受け入れ体制を確立する。

### 災害支援活動方針及び計画の周知(発生から1か月以内)

災害支援活動方針及び計画について、本会ホームページ及び各種設置のメーリングリストで本会の会員に周知を図る。

### 災害支援活動方針及び計画の広報(発生から1か月以内)

県の報道機関への記者配布を活用し、本会の活動について県民に対する広報を推進する。

## 応急支援活動期

### 被災市町等との事前協議及び連携

市町等への支援協力の申し入れに対して、要請があった場合は、市町等との事前協議及び連携を図る。

### 支援活動の開始

①避難所及び福祉避難所等での生活ニーズの把握と支援活動の開始

### 状況把握

①活動者は、災害支援活動報告書(様式3)等で、災害対策本部に活動報告を行う。



②災害対策本部は、「被災状況報告書」（様式1）等で支援活動状況をまとめる。

③災害対策本部は、「被災状況報告書」（様式1）等で日本社会福祉士会に報告する。

#### 分析

①災害対策本部は、支援活動状況を把握し活動内容の分析を行う。

#### 災害対応の周知

災害対応について、本会ホームページ及び各種設置のメーリングリストで本会の会員に周知を図る。

#### 災害対応の広報

県の報道機関への記者配布を活用し、本会の活動について県民に対する広報を推進する。

### 災害時の復旧・復興支援活動

#### 被災市町等との連携

市町等との協議及び連携を図る。

#### 被災者及び被災地域のニーズ把握

市町等との協議及び連携を図る。

#### 被災地市町村等への復興支援対策等の提案・助言

市町等との協議及び連携を図りながら、復興支援対策等の提案・助言を行う。

#### 本会災害対策本部等の災害対応の自己評価

災害対策本部は、災害対応の分析・評価を行う。

# 他県に災害が発生した場合

## 非常時に行うこと

### 災害支援者養成研修に関する事項

- 定期的に開催

### 災害支援活動協力員登録者名簿の整備に関する事項

- 毎年、新規名簿登録者の手続きなど登録者名簿の整理を行う。
- 名簿登録者は、登録内容の変更や削除など速やかに登録情報の更新を行う。

## 災害発生時の初期対応（発生時～1週間）

### 被災状況の情報収集

- 日本社会福祉士会及び中国ブロックからの情報提供を確認する。
- 理事及び災害支援活動協力員登録者に、メールにて情報提供する。

### 日本社会福祉士会からの人的支援要請への対応

- 日本社会福祉士会から人的支援要請の内容に応じて、募集案内等（様式4）を作成。
- 本会ホームページ及び各種メーリングリストで本会の会員に周知。

### 日本社会福祉士会からの経済的もしくは物的支援要請

- 募金に関しては、本会ホームページ及び各種メーリングリストで本会の会員に周知
- 総会等の本会事業を活用して募金活動を行う。

### 会員への広報周知

- 本会及び日本社会福祉士会の対応方針や活動状況に関しては、本会ホームページ及び各種メーリングリストで本会の会員に周知。